

雇 児 発 0 3 3 1 第 6 号  
平 成 2 2 年 3 月 3 1 日

各 { 都 道 府 県 知 事  
指 定 都 市 市 長 殿  
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

### 児童相談所運営指針等の改正について

児童相談所並びに市町村が行う児童家庭相談及び要保護児童対策地域協議会の運営及び活動については、児童福祉法、児童福祉法施行令及び同施行規則に定めるほか、基本的な業務の在り方等については、従前より「児童相談所運営指針について」（平成2年3月5日付け雇児発第133号）、「市町村児童家庭相談援助指針について」（平成17年2月14日付け雇児発第0214002号）、「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」（平成17年2月25日付け雇児発第0225001号）において具体的に示しているところである。

今般、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供に関する指針」（平成22年3月24日付け雇児発0324第1号）を策定したこと等に伴い、児童相談所運営指針等を別添のとおり改正したので、改正の内容についてご了知いただくとともに、児童相談所はじめ管内の市町村並びに関係機関及び関係団体等に対し、周知徹底をお願いする。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。

# 児童相談所運営指針新旧対照表

改正後	現行
<p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 各種機関との連携            第1節～第9節 略            第10節 保育所等との関係            1. 保育所との連携            (1)～(6) 略            (7) 虐待ケースとして児童相談所で管理する児童であって、保育所に在籍する児童については、定期的に(おおむね1か月に1回)、保育所から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。  <u>保育所から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照されたい。</u></p> <p>第11節～第12節 略            第13節 学校、教育委員会との関係            1. 学校(幼稚園、小・中・高等学校等)との関係            (1)～(5) 略            (6) 虐待ケースとして児童相談所で管理する児童であって、学校に在籍する児童については、定期的に(おおむね1か月に1回)、学校から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。  <u>学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」(平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)を参照されたい。</u></p> <p>2. 教育委員会との関係            略</p> <p>第14節～第20節 略</p> <p>第8章 略</p>	<p>第1章～第6章 略</p> <p>第7章 各種機関との連携            第1節～第9節 略            第10節 保育所等との関係            1. 保育所との連携            (1)～(6) 略</p> <p>第11節～第12節 略            第13節 学校、教育委員会との関係            1. 学校(幼稚園、小・中・高等学校等)との関係            (1)～(5) 略</p> <p>2. 教育委員会との関係            略</p> <p>第14節～第20節 略</p> <p>第8章 略</p>

## 市町村児童家庭相談援助指針新旧対照表

改正後	現行
<p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 関係機関との連携</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 学校、教育委員会等との関係</p> <p>1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている児童であって、学校に在籍する児童については、定期的に（おおむね1か月に1回）、学校から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</u></p> <p><u>学校から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</u></p> <p>2 略</p> <p>第5節 保育所との関係</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 虐待ケースとして地域協議会の進行管理台帳に登録されている児童であって、保育所に在籍する児童については、定期的に（おおむね1か月に1回）、保育所から当該児童の出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。</u></p> <p><u>保育所から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。</u></p> <p>第6節～第20節 略</p> <p>第5章 略</p>	<p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 関係機関との連携</p> <p>第1節～第3節 略</p> <p>第4節 学校、教育委員会等との関係</p> <p>1. 学校（幼稚園、小・中・高等学校等）との関係</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>第5節 保育所との関係</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>第6節～第20節 略</p> <p>第5章 略</p>

## 要保護児童対策地域協議会設置・運営指針新旧対照表

改正後	現行
<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1～6 略</p> <p>7 <u>子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項に規定する子ども・若者支援地域協議会との関係</u>  <u>地域協議会は、上記5に掲げる対象者の早期発見や適切な保護又は支援を図ることを目的としている。</u>  <u>一方で、子ども・若者支援地域協議会は、保護者の状況如何にかかわらず、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者（対象年齢は30歳代までを想定）に対する支援を行うものであり、地域協議会とは設置目的が異なる。</u>  <u>このため、子ども・若者支援地域協議会の設置によって、基本的には、地域協議会の運営に影響が生じるものではない。</u>  <u>ただし、地域協議会の対象である18歳未満の年齢層においては支援対象が重複する場合があること、また、児童相談所や学校などが双方の協議会の構成機関となることも考えられることから、両協議会の役割分担を明確にしつつ、地域協議会の支援対象である児童が自立に必要な年齢に到達した場合の子ども・若者支援地域協議会へ適切に斡旋する等の連携・協力体制の確保に十分配慮されたい。</u>  <u>なお、子ども・若者支援地域協議会の設置・運営に係る具体的な取扱いについては、「子ども・若者支援地域協議会設置・運営指針」（平成22年2月23日 内閣府政策統括官（共生社会政策担当）決定）を参照されたい。</u></p> <p>第2章 略</p> <p>第3章</p> <p>1. 業務</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている児童であつて、学校及び保育所（以下「学校等」という。）に在籍する児童については、定期的に（おおむね1か月に1回）、学校等から当該児童の</u></p>	<p>第1章 要保護児童対策地域協議会とは</p> <p>1～6 略</p> <p>第2章 略</p> <p>第3章</p> <p>1. 業務</p> <p>(1)～(3) 略</p>

出欠状況等の情報提供を受け、その情報を組織的に評価し、必要に応じて個別ケース検討会議を開催するなどにより、状況把握及び対応方針の検討を組織的に行うことが適当である。

学校等から出欠状況等の定期的な情報提供を求める際の具体的な手続等については、「学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成22年3月24日付け雇児発0324第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を参照されたい。

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

(9) 略

2～4 略

第4章～第6章 略

(4) 略

(5) 略

(6) 略

(7) 略

(8) 略

2～4 略

第4章～第6章 略

	研修名	受講対象	実施時期	定員
22年4月	児童相談所長研修<前期>	新任児童相談所長	4月21日(水) ～23日(金)	80名
5月	児童相談所・情緒障害児短期治療施設・医療機関等医師専門研修	児童相談所医師・情緒障害児短期治療施設医師・精神保健福祉センター医師・小児総合医療施設医師・児童青年精神科医療施設医師・その他の医療機関に勤務している児童虐待に携わる医師	5月12日(水) ～13日(木)	30名
	児童相談所医師専門研修	児童相談所に勤務する医師	5月13日(木) ～14日(金)	30名
6月	地域虐待対応研修指導者養成研修☆	児童相談所、要保護児童対策地域協議会の調整機関及び構成機関の代表等(本庁、教育委員会指導主事、保健機関職員等)指導的立場にある職員で、要保護児童対策地域協議会の強化にむけた研修の実施と支援等に携わる者	6月8日(火) ～11日(金)	60名
	児童相談所児童福祉司指導者基礎研修	児童相談所で児童福祉司や相談担当職員等の部下職員を指導する立場に就いた課長・係長若しくはこれらに準ずる職にある職員で、児童相談所経験が5年に満たない者(児童相談所長研修、児童福祉司SV研修、児童心理司SV研修の受講要件を満たす者は除く)	6月29日(火) ～7月2日(金)	80名
7月	地域虐待対応合同アドバンス研修<福井>	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員・同協議会構成機関の代表(教育委員会指導主事等)及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、より高度なステップアップ研修を必要としている者	7月13日(火) ～14日(水)	80名
	地域虐待対応合同アドバンス研修<愛媛>		7月21日(水) ～22日(木)	80名
	特別研修 教育機関と児童相談所職員の合同研修	都道府県教育委員会指導主事等教育機関の指導的立場にある職員及び児童相談所職員で、児童虐待対応に携わる職員(定員の範囲内で市町村教育委員会指導主事等の受け入れが可能である。)	7月28日(水) ～29日(木)	80名
8月	児童相談所児童心理司スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談所児童心理司スーパーバイザー	8月3日(火) ～6日(金)	80名
	大学生・大学院生子ども虐待防止MDT(多分野横断チーム)研修	子ども虐待防止等に関心のある短大生・大学生・大学院生	8月24日(火) ～25日(水)	80名
9月	情緒障害児短期治療施設職員指導者研修	情緒障害児短期治療施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員、主任心理士、主任保育士等	9月7日(火) ～9日(木)	30名
	児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	児童相談所経験通算5年を満たした児童相談所児童福祉司スーパーバイザー	9月14日(火) ～17日(金)	80名
10月	児童相談所長研修<後期>	同研修<前期>に参加した児童相談所長	10月6日(水) ～8日(金)	80名
	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員・主任保育士・家庭支援専門相談員・個別対応職員、グループホーム長等	10月26日(火) ～29日(金)	80名
11月	治療機関・施設専門研修	児童相談所、情緒障害児短期治療施設、小児精神科医療施設等で子どもや家族の治療に携わる者	11月9日(火) ～12日(金)	80名
	公開講座	子どもの虐待防止等に関心のある者	11月9日(火)	100名
12月	児童福祉施設指導者合同研修	乳児院、児童養護施設、母子生活支援施設等の児童福祉施設で基幹的職員など指導的立場にある主任指導員、主任保育士、家庭支援専門相談員、個別対応職員等のうち、施設経験5年を満たした者	12月1日(水) ～3日(金)	80名
	児童福祉施設心理担当職員合同研修(A)	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児治療施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	12月15日(水) ～17日(金)	80名
	児童福祉施設心理担当職員合同研修(B)	児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児治療施設、母子生活支援施設等に勤務する心理担当職員	12月20日(月) ～22日(水)	80名
23年1月	児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	児童相談所の中堅クラスの児童福祉司又は児童心理司で、児童相談所経験3年を満たした者	1月11日(火) ～14日(金)	80名
	乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員など指導的立場にある主任保育士・家庭支援専門相談員等	1月25日(火) ～28日(金)	60名
2月	地域虐待対応合同アドバンス研修<栃木>	要保護児童対策地域協議会の調整機関職員・同協議会構成機関の代表(教育委員会指導主事等)及び児童相談所の市区町村支援担当者等で、より高度なステップアップ研修を必要としている者	2月2日(水) ～3日(木)	80名
	児童相談所・児童福祉施設職員合同研修		児童相談所・児童福祉施設経験3年を満たした者	2月16日(水) ～18日(金)
3月	テーマ別研修「子ども虐待防止と周産期の支援」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月2日(水) ～4日(金)	80名
	テーマ別研修「DVと子ども虐待」	この問題に関わる専門職で、各所属機関等で指導的立場にある者	3月9日(水) ～11日(金)	80名
随時年間	児童福祉施設職員等地域合同研修	児童福祉施設等で子どもや家族の援助に携わる職員	年2か所	50名
	児童福祉関係職員長期研修(Web研修)	児童福祉に携わる職員で、高度専門的な知識・実務を継続的に学びたい者	6月3日～4日 3月17日～18日 月1回	数名